

3. 国土交通省建築基準法施行令及び告示の抜粋

3-1. 建築基準法からの抜粋

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備〔その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限る。〕を有すること。

(外壁)

第23条 前条第1項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第21条第1項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの）は、その外壁で燃焼のおそれのある部分の構造を、**準防火性能**（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

第30条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を**遮音性能**（隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしなければならない。

3-2. 建築基準法施行令からの抜粋

第1章 総則

第1節 用語の定義及び算定方法

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、建設大臣が定めたものまたは建設大臣の認定を受けたものをいう。

第2条 一般構造

第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音性能

第22条の3 法第30条(法第87条第3項において準用する場合を含む)の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることとする。

| 振動数 (単位 ヘルツ) | 透過損失 単位 (デシベル) |
|-----------------|-------------------|
| 125 | 25 |
| 500 | 40 |
| 2,000 | 50 |

第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等 (耐火性能に関する技術的基準)

第107条 法第2条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による加熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶解、破壊その他の損傷を生じないものであること。

| | | 最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階 | 最上階から数えた階数が5以上で14以内の階 | 最上階から数えた階数が15以上の階 |
|---|--------------|---------------------------|-----------------------|-------------------|
| 壁 | 間仕切壁(耐力壁に限る) | 1時間 | 2時間 | 2時間 |
| | 外壁(耐力壁に限る) | 1時間 | 2時間 | 2時間 |
| 柱 | | 1時間 | 2時間 | 3時間 |
| 床 | | 1時間 | 2時間 | 2時間 |

| はり | 1時間 | 2時間 | 3時間 |
|--|-----|-----|-----|
| 屋根 | 30分 | | |
| 階段 | 30分 | | |
| <p>一 この表において、第2条第1項第八号の規定により階数に算出されていない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下部とする</p> <p>二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする</p> <p>三 この表における階数の算出については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、他階の部分の階数は、すべて算入するものとする</p> | | | |

(準耐火構造に関する技術的基準)

第107条の2 法第2条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ次の表に上げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

| | | |
|---|--------------|------|
| 壁 | 間仕切壁(耐力壁に限る) | 45分間 |
| | 外壁(耐力壁に限る) | 45分間 |
| | 柱 | 45分間 |
| | 床 | 45分間 |
| | はり | 45分間 |
| | 屋根(軒裏を覗く) | 30分間 |
| | 階段 | 30分間 |

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間〔非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間〕当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれ部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

(防火性能に関する技術的基準)

第 108 条 法第 2 条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、融解、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁及び軒裏にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(遮炎性能に関する技術的基準)

第 109 条の 2 法第 2 条第九号の二の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

(主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準)

第 109 条の 3 法第 2 条第九号の三の政令で定める技術的基準は、次の各号にそれぞれ掲げるものとする。

- 一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第 1 項に規定する構造であるほか、法第 86 条の 4 の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものであること。
- 二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が**準不燃材料**で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。
 - イ) 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造としたもの
 - ロ) 屋根にあっては、法第 22 条第 1 項に規定する構造としたもの
 - ハ) 床にあっては、**準不燃材料**で造るほか、3 階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶解、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものとしたもの

(準防火性能に関する技術的基準)

第109条の6 法第23条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、融解、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(特殊建築物等の内装)

第129条 前条第1条第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）、及び天井（天井のない場合においては、屋根。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

- 一 次に掲げる仕上げ
 - イ) 難燃材料（3階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、**準不燃材料**でしたもの）
- 二 次に掲げる仕上げ
 - イ) **準不燃材料**でしたもの

3-3. 国土交通省告示からの抜粋

■ 準耐火構造の構造方法（告示1358号）

耐力壁である間仕切壁の構造方法

間柱及び下地を不燃材料で造った場合

- ・両側に、**木毛セメント板**張の上に厚さ1センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・両側に、**木毛セメント板**の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った場合

- ・両側に、**木毛セメント板**張の上に厚さ1.5センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・両側に、厚さが2.5センチメートル以上の**木毛セメント板**張の上に厚さが0.6センチメートル以上の石綿スレートを張ったもの

床の構造方法

根太及び下地を木材又は鉄材で造った場合

- ・厚さが 12 ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するものの上に厚さが 9 ミリメートル以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリート又は厚さが 8 ミリメートル以上の**硬質木片セメント板**を張ったもの

耐力壁である外壁の構造方法

間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合

- ・屋外側に、**木毛セメント板**の上に厚さ 15 ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・屋外側に、厚さが 25 ミリメートル以上の**木毛セメント板**の上に厚さが 6 ミリメートル以上の石綿スレートを張ったもの

屋根の構造方法

- ・屋根側の部分又は直下の天井及び軒裏に厚さ 12 ミリメートル以上の**硬質木片セメント板**で防火被覆が設けられたもの

■ 防火構造の構造方法 (告示 1359 号)

耐力壁である外壁

間柱及び下地を不燃材料

- ・屋外側に、**木毛セメント板**張りの上に厚さ 1 センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・屋外側に、**木毛セメント板**の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

※ 屋内側被覆として、石こうボード 9.5mm、または、合板 4mm＋グラスウール 75mm のいずれか或いは両方が必要

間柱若しくは下地を不燃材料以外

- ・屋外側に、**木毛セメント板**張の上に厚さ 1.5 センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・屋外側に、厚さが 2.5 センチメートル以上の**木毛セメント板**張の上に厚さが 0.6 センチメートル以上の石綿スレートを張ったもの

■ 防火設備の構造方法 (告示 1360 号)

- ・骨組みを防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが 1.2 センチメートル以上の**木毛セメント板**又は厚さが 0.9 センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

■ 木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法 (告示 1362 号)

- ・屋外側に、**木毛セメント板** (準不燃材料であるもので、表面を防水処理したものに限る。) を表面に張ったもの

■ 準耐火建築と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件 (告示 1367 号)

屋内において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じない屋根の構造方法

野地板及びタルキが**準不燃材料**で造られている場合又は軒裏が防火構造である場合

- ・**木毛セメント板**の上に金属板をふいたもの

■ 床又はその直下の天井の構造方法を定める件 (告示 1368 号)

根太及び下地を不燃材料で造った床又はつり木、受け木その他これらに類するものを不燃材料で造った天井

- ・**木毛セメント板**張又はせっこうボード張の上に厚さ 1 センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・**木毛セメント板**の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

の

根太若しくは下地を不燃材料以外の材料で造った床

- ・**木毛セメント板**張又はせっこうボード張の上に厚さ 1.5 センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- ・厚さが 2.5 センチメートル以上の**木毛セメント板**張の上に厚さが 0.6 センチメートル以上の石綿スレートを張ったもの

■ 準不燃材料を定める件 (告示 1401 号)

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間建築基準法施行令第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしている建築材料

- ・厚さが 15 ミリメートル以上の**木毛セメント板**
- ・厚さが 9 ミリメートル以上の**硬質木片セメント板**(かさ比重が 0.9 以上のもの)
- ・厚さが 30 ミリメートル以上の**木片セメント板**(かさ比重が 0.5 以上のもの)

■ 遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法を定める件

(告示 1420 号)

下地等（堅固な構造としたものに限る。）を有する界壁の構造方法

下地等の両面を下記に該当する仕上げとした厚さ 13 センチメートル以上の大壁造であるもの

- ・木毛セメント板張又は石膏ボード張の上に厚さ 1.5 センチメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

界壁の両面を下記に該当する仕上材料で覆ったもの

- ・厚さが 1.2 センチメートル以上の石膏ボード、厚さが 2.5 センチメートル以上の岩綿保温板又は厚さが 1.8 センチメートル以上の木毛セメント板の上に厚さが 0.09 センチメートル以上の亜鉛メッキ鋼板、厚さが 0.4 センチメートル以上の石綿スレート又は厚さが 0.8 センチメートル以上の石綿パーライト板を張ったもの

■ 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（告示 1439 号）

難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げ

難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組み合わせ

- ・天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、**準不燃材料**ですること。
- ・壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは、繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

■ 耐火構造の構造方法を定める件（告示 1399 号 第 4、三、二）

梁の構造方法

- ・床面から梁の下端までの高さが 4 メートル以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの。